

第1期障害児福祉計画策定に係るスケジュール

平成30年1月30日 発達支援課

	H29 4	5	6	7	8	9	10	11	12	H30 1	2	3	備考
○障害児福祉計画に係るアンケート調査				・実施									
○障害者団体ヒアリング	・実施												
○パブリックコメント							←・実施→						
○講演会							・実施						
○社会福祉審議会				①7/12 アンケート調査結果報告	②8/23 第2次ハートフル進捗報告		③ 分科会審議の 開報告【中止】		④ 答申案の報告 【中止】		答申案の報告	【答申】	
○障害者福祉専門分科会				①7/26 計画骨子案について	②8/23 計画素案について	③9/20 立交換 計画素案について（自見）	④10/18 計画原案について	⑤11/29 答申案について					
○自立支援協議会			①6/1		②			③				④	
○計画策定プロジェクトチーム	⑤4/18	⑥5/16											
○相談支援部会	①4/13	②5/11	③6/8	④7/13		⑤9/14	⑥10/12	⑦11/9	⑧12/14	⑨1/11	⑩2/8	⑪3/8	
○生活支援部会		①5/23		②7/3			③10/10					⑤3/xx	
○就労支援部会			①6/22			②9/26							
○障害者団体連絡会		①5/16				②9/7		③11/9			④2/27		

平成30年1月30日

発達支援課

第1期障害児福祉計画 概要

第3次ハートフルプランの構成

第1部 総論

第2部 各論

○第5期障害者福祉計画

○第1期障害児福祉計画

計
画
の
柱

国から出された障害児福祉計画の基本指針

- 障害児施策の方向
 - ・関係機関との連携
 - ・民間事業所の支援の質の向上
 - ・相談支援事業所での利用計画の作成促進
- 施策の概要
 - ・早期からの関わりの充実
 - ・ライフステージに沿った一貫した支援
 - ・障害の特性に応じた適切な支援

市内での現状を踏まえて、児童福祉法に定める障害児通所支援等に関する3ヵ年の目標数値を記載したものとなっている。

【障害児通所支援等の種類】

児童発達支援事業

身近な地域で就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供する。

医療型児童発達支援事業

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある幼児に対して児童発達支援及び治療を行う。

放課後等デイサービス支援事業

学齢期の障害児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら放課後の居場所作りを推進する。

保育所等訪問支援事業

障害児施設の専門機能を活かして、その職員が保育所など集団生活を営む施設等を訪問し、その施設における障害児の集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。

居宅訪問型児童発達支援事業

重度の障害等の状態にある障害児であって障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるように障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。

障害児相談支援事業

障害児通所支援を利用しようとする障害児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行う。